

益城町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

委託する業務（以下、「本業務」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、本町における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「益城町地域公共交通計画（案）」の策定を支援する。

本町では、平成28年熊本地震からの復興に向け、土地区画整理事業や県道4車線化事業、都市計画道路整備事業などの都市計画事業が進められており、今後、町の環境は各地域拠点を中心に公共インフラや民間施設、一般住宅等も含めて変化していくことが予測される。それら都市構造の変化と住民の生活、移動に対するニーズを踏まえ、交通空白地を解消し、町民全員の生活交通手段の確保及びまちのにぎわいをもたらす復興への交通手段の確保を進めていくため、公共交通に対する町の理想及び将来のあり方を定めた地域公共交通網の形成に関する計画の策定が必要である。

ついては、本業務を円滑、効率的かつ適切に行うため、委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集し、最適な者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

益城町地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「益城町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月26日（金）まで

(4) 業務の予算額（見積限度額）

金14,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営

状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 地方公共団体又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務交通計画等に関する調査や計画策定の業務受託の実績を有していること。
- (7) 九州内に益城町と円滑な連絡調整ができる本社、支社又は営業所等業務の拠点を有していること。

4. プロポーザル実施スケジュール

- ・公募開始（HP掲載） 令和2年6月24日（水）
- ・参加表明書等の提出期間 令和2年6月24日（水）～ 7月2日（木）午後5時まで
- ・質問書受付 令和2年6月24日（水）～ 6月29日（月）午後5時まで
- ・質問回答期日 令和2年6月30日（火）
- ・企画提案提出要請書通知 令和2年7月3日（金）
- ・企画提案書等の提出期間 令和2年7月3日（金）～ 7月20日（月）午後5時まで
- ・プレゼンテーション 令和2年7月下旬頃予定
※詳細な日時・場所については、別途通知する。
- ・審査結果の通知 令和2年7月下旬（予定）
- ・契約締結 令和2年7月下旬（予定）

5. 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和2年6月24日(水)～6月29日(月)午後5時まで
- (2) 質問方法 ①質問は、質問書(様式第8号)を電子メールにて提出すること。
(件名に「益城町地域公共交通計画策定支援業務に関する質問」とすること。)
②審査に関する質問には応じない。
③提出先：益城町地域公共交通会議事務局
(益城町役場企画財政課復興企画係内)
E-Mail：fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp
- (3) 回答 提出された質問の回答は、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、益城町ホームページに掲載する。

6. 参加表明書等

- (1) 受付期間 令和2年6月24日(水)～7月2日(木)午後5時必着
- (2) 提出書類等
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要(様式第2号)
 - ③ 委任状(様式第3号) ※委任状が必要な場合に提出すること。
 - ④ 業務経歴書(様式第4号) を各1部
- (3) 提出方法 持参(閉庁日及び業務時間外は受け付けない。)又は郵送による。
- (4) 提出先 益城町地域公共交通会議事務局
(益城町役場企画財政課復興企画係内)
〒861-2295 上益城郡益城町大字木山594番地(仮設庁舎)
- (5) 参加承認等
本プロポーザル参加承認の可否の連絡は、参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知する。
- (6) 参加資格の喪失
資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザル参加資格を喪失するものとする。
 - ① 前記3の資格要件を満たさなくなったとき。
 - ② 参加表明書等の虚偽の記載をしたとき。

(7) 参加辞退等

参加表明書等提出後に、何らかの理由で参加を辞退する場合、辞退届（様式第9号）を事務局に提出するものとする。

(8) 参加承認等

資格要件を満たす者（以下「参加者」という）には企画提案書の提出を求めるものとし、電子メールと文書にて通知をする。

※参加資格審査通知 令和2年7月3日（金）午後5時までに通知する。

7. 企画提案について

(1) 受付期間 令和2年7月3日（金）～7月20日（月）午後5時必着

(2) 提出書類等

- ① 様式規格は、原則としてA4規格縦として作成すること。
- ② 文字サイズは、11pt以上とすること。
- ③ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- ④ 企画提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。ただし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語訳を付記すること。
- ⑤ 企画提案書、業務の実施方針及び業務フローには、会社名等が特定できないよう留意すること。

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式第5号	原本1部
企画提案内容	様式任意 ※仕様書に示している業務内容について提案するとともに、独自の企画提案を記載すること	原本1部 写し8部
業務実施方針・業務フロー	様式任意	
工程計画	様式任意	
業務実施体制	様式第6号	
配置予定技術者調書	様式第7-1号、様式第7-2号、様式7-3号	
見積書及び見積内訳書	様式任意	

(3) 提出方法 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）または郵送による。

(4) 提出先 益城町地域公共交通会議事務局
(益城町役場企画財政課復興企画係内)

〒861-2295 上益城郡益城町大字木山594番地（仮設庁舎）

8. 選定方法

選考委員会において審査を行い、候補者を選定する。

(1) 審査の方法

参加資格を有すると判断された業者について、提案書等書類及びプレゼンテーション（1事業者につき30分程度（最初の20分以内で提案者による説明、その後質疑応答））による審査を行う。

(2) 審査の基準

審査にあたっては、評価表に記載した点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。なお、得点が同点数となった場合には、評価項目「企画提案内容」の評点が高い事業者を上位とする。また、審査を行った結果、評価（合計）が65点を超える事業者がいない場合には、どの事業者も候補者とはしない。

(3) プレゼンテーションの実施日程

プレゼンテーションの実施日は、令和2年7月下旬頃を予定しており、詳細については、別途企画提案者宛通知する。

(4) 審査結果

審査結果は参加事業者に別途通知する。なお、審査経過については一切公表しない。

(5) 質問等

企画提案の審査にて最優秀者に選考されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない）以内に、書面により選考委員会に対して被選定理由の説明を求めることができる。

また、選考委員会は説明を求められた場合、書面による質問等の提出期限日の翌日を起算して10日以内に書面により回答を行う。

評価表（予定）

審査項目			判断基準	配点
内容 評価	業務 実施 能力	業務体制等	①事業者は本業務を遂行するにあたり有効な実績を有しているか。 ②担当者は本業務を遂行するにあたり有効な経歴と資格を有しているか。 ③業務を遂行するのに十分な体制が確保されているか。 ④本町担当職員との円滑な調整、打合せが可能であるか。	15点
	企画	業務目的 の理解	本業務の背景、目的を的確に理解しているか。	15点
	提案 内容	業務遂行 方針	①町の地域特性や課題を的確に把握した提案がなされているか。 ②実現性の高い計画とするための具体的な方策が示されているか。 ③独創的・画期的な提案がなされているか。 ④作業工程に無理がなく、作業手順は効率的なものであるか	30点
ヒアリン グ評価点	プレゼンテ ーション	①業務に取り組む強い意欲、積極性が感じられるか。 ②発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏づけなどにより説得力があるか。 ③コミュニケーション能力が高く、分かりやすく、明確に素早い対応ができるか	25点	
価格評価			業務に対して見積金額が適切か。	15点
合計				100点

9. 契約

- (1) 審査により決定した業者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本町と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、その後の協議において企画案の一部を変更する場合もある。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (3) 委託費の支払いについては、令和2年度末に、すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。

10. その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを実施体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (10) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。

11. 書類提出先及び問い合わせ先

- ・所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町木山594番地（仮設庁舎）
- ・担当部署 益城町地域公共交通会議事務局（益城町役場企画財政課復興企画係内）
- ・担当者 宮田
- ・電話番号 096-286-3223
- ・電子メール fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp